

令和4年産米の生産目標（生産の目安）について

令和3年11月
滋賀県農業再生協議会

1. 令和4年産米の生産目標（生産の目安）

本年11月に公表された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」では、1人あたりの消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じて、令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）の主食用米等需要量を692万トンと見通し、令和4年産米における全国の主食用米等生産量は、令和5年6月末民間在庫量の水準を200万トン以下とし、需給の安定に資するよう改善を図るものとして、675万トンと設定されました。

これは、昨年11月に公表された令和3年産米の主食用米等生産量見通し693万トンより18万トン少なく、令和3年産米主食用米等生産量701万トンより26万トン少ない数量です。

併せて、本県における令和2/3年の需要実績は148,299トン、令和3年6月末時点の民間在庫量は34,827トンと公表されました。

そこで、本県における令和4年産米の生産目標（生産の目安）については、「基本指針」をはじめ、滋賀県産米の民間在庫量、需要実績の推移等を総合的に勘案し、147,396トンと設定しました。

令和4年産米の生産目標（生産の目安）

	滋賀県		全国※
	数量(トン)	面積換算値(ha)	数量(万トン)
令和3年産米生産目標…①	149,428～ 152,783	28,847～ 29,494	693
令和4年産米生産目標 (生産の目安) …②	147,396	28,455	675
生産目標（生産の目安）の増減 ……………②－①	▲2,032～ ▲5,387	▲392～ ▲1,039	▲18

※令和3年産の全国値は当該前年11月に公表された基本指針における「主食用米等生産量」

2. 令和4年産米の市町農業再生協議会別の生産目標（生産の目安）の算出

令和4年産米の市町農業再生協議会別の生産目標（生産の目安）は別紙1のとおりで、以下の方法により算出したものです。

なお、市町農業再生協議会別の令和5年産米および令和6年産米の生産目標（参考値）は、令和4年産米に準じて算出すると別紙2のとおりとなります。

＜令和4年産米の市町農業再生協議会別生産目標（生産の目安）の算出方法＞

- 令和4年産米の本県の「生産目標（生産の目安）」に、市町毎に算出した直近5ヶ年の「市町別水稲収穫量」の中庸3ヶ年の平均値のシェア率を乗じて算出しました。
- 「市町別水稲収穫量」は、農林水産関係市町村別統計に基づく市町別の10a当たり収量に、地方農政局長等が公表した「水田における作付状況」等の市町別主食用米作付面積（属人）を乗じ、年度ごとに算出しました。

3. 令和4年度における需要に応じた作物の作付けと水田フル活用の推進について

平成30年産からの「新たな米政策」のもと、本県においては、令和4年度も引き続き、主食用米をはじめ麦・大豆、非主食用米、高収益作物等について、需要の確保とともに契約に基づく生産と安定供給を推進することとします。

さらに、農地の生産力を最大限引き出すとともに、農業者の所得の最大化に向け、マーケットインや適地適作の視点に立ち、主食用米だけでなく、麦・大豆、非主食用米、高収益作物等について、経営のリスク分散や農業者の所得向上が実現できる栽培品目・導入技術等を市町農業再生協議会および関係機関・団体が提案し、農業者自らが考え実践する生産体制づくりを進めます。

(1) 主食用米の安定生産

全国の主食用米の需要実績は年間約10万トンペースで減少し、さらに、コロナ禍により需要が変化する中、水田農業を基幹とする本県農業の持続的な発展に向け、関係機関・団体が事前契約（播種前契約、複数年契約等）とその履行を着実に進めることにより、産地として信頼される需給関係の構築に努めます。

また、マーケットインの視点に立った米づくりを基軸とする「近江米生産・流通ビジョン（平成30年3月、近江米振興協会）」を今後の本県の生産・流通の方向性を示す基本方針とし、全国に占める近江米の需要量シェアの維持・向上および農業者の所得の確保に向けて以下の取組を進めることとします。

- ① 農業者に対しては、「実需者等から求められる米」をしっかりと生産し供給するため、事前契約に基づいた生産を基本にするとともに、集荷団体等との出荷契約があるものを優先し、確実に履行（出荷）されるよう推進します。
- ② 集荷業者に対しては、卸売業者や実需者等が求める品種や用途等の情報を把握するとともに、農業者に対する情報提供や作付提案を行い、事前契約による実需者との結び付きの強化が図られるよう推進します。
- ③ 家庭用については、消費者への訴求力を高め、需要の拡大が図れるよう、食味ランキングにおける「コシヒカリ」「みずかがみ」の「特A」の取得をはじめ、「環境こだわり米」の比率を高めるとともに、その象徴となる「オーガニック近江米」等特色ある米づくりやGAP等の取組による安全・安心な米づくりを進めます。
- ④ 業務用については、コロナ禍における需要動向を注視しながら、実需者の意向を踏まえるとともに、農業者の所得の最大化が図れるよう、低コストによる多収栽培等の取組を進めます。

(2) 需要に応じた麦・大豆等の生産性の向上

麦については、小麦「びわほなみ」、小粒大麦「ファイバースノウ」等実需者の評価に沿った新品種の導入を進めてきたところですが、「滋賀県麦民間流通地方連絡協議会」により合意が図られた販売予定数量および購入希望数量を踏まえた播種前契約数量に基づき、確実に作付けが行われるよう推進するものとします。

大豆は、播種時期の気象条件により生産が不安定なことから300A技術を推進するとともに、新品種「ことゆたかA1号」への転換を進めます。

作付けにあたっては、生産性の向上が図られるよう、ブロックローテーションによる麦あとの高度利用を基本に、栽培ほ場の団地化等集落による農地利用調整を適切に行うとともに、排水対策の徹底と基本技術（土づくり、適期播種、適期防除、雑草対策等）の励行を進めます。

さらに、麦あと水田については、大豆の他、ソバや野菜等の作付けによる高度利用を進め、水田の有効活用による所得向上が図られるよう推進します。

(3) 野菜等の高収益作物の作付推進

都市近郊で消費地に近い立地条件や担い手による水田農業経営の展開等、本県の特徴を活かしつつ、コロナ禍での需要の変化を注視しながら、実需者との結び付きの中で、野菜や果樹、花き等高収益が期待できる園芸作物の生産拡大を進めます。

県内で作付けが増えている加工業務用タマネギ、キャベツ等については、低コスト省力化や生産性向上を図るため、JAを核とした機械・施設の導入や複数産地の広域化による生産拡大を進めます。また、水田の有効活用による農業所得の向上を図るため、直売所等に出荷可能な品目については環境こだわり栽培への誘導等を進めます。

(4) 非主食用米の取組推進と不作付地の解消等

水田の有効利用を図るための重要な品目と位置づけ、調整水田や保全管理等の不作付地、集団栽培が定着していない地域や麦・大豆等の栽培が適さない地域において、非主食用米（加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米、WC S用稲、輸出用米他）および備蓄米をいう。）のそれぞれの需要量や特性を踏まえた作付けを推進し、不作付地の解消や発生防止に努めるものとします。

作付けにあたっては、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき多収品種に認定された「吟おうみ」をはじめ、一般品種と比べ収量が多い品種を低コストで生産するなどの取組を進めます。

なお、麦が播種前契約に基づき播種されていることから、主食用米の作付調整は、非主食用米や大豆を中心に進めることとします。

(5) 「水田収益力強化ビジョン」の着実な推進

「水田収益力強化ビジョン」は、地域の特性を生かした魅力的な産地を創造するための設計図であるという認識のもと、市町農業再生協議会は具体的な目標を掲げるとともに、その目標達成のため、農業者に対しあらゆる機会をとらえ情報提供や指導を行うものとします。

4. その他

(1) 水稲生産実施計画書等

需要に応じた米の生産・販売の推進に向け、農業者は、市町農業再生協議会等から提供された情報や「水田収益力強化ビジョン」を踏まえ、水稲生産実施計画書等を作成し、認定方針作成者等を通じて市町農業再生協議会に提出することが、国の「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定められています。

関係機関・団体は、一丸となって、引き続き、水稲生産実施計画書等の作成支援などに取り組むこととします。

(2) 複数年の生産目標（生産の目安）の参考値

長期的な視点に立って水田フル活用を進めていくことが重要であることから、令和5年産米および令和6年産米の生産目標（生産の目安）を、参考値として提示します。ただし、これにより、単純に生産調整面積（麦の作付面積等）を決定するものではなく、あくまでも事前契約等に基づき、需要に応じた生産・供給が計画的に行われるよう、関係機関・団体が作付誘導を図ります。

(3) 令和5年産米以降の生産目標（生産の目安）

本県産の需要実績および需要動向、事前契約の進捗状況、地域における作付けや生産・供給の状況等を踏まえ、生産目標（生産の目安）のあり方等について、市町農業再生協議会との意見交換を行いながら、検討を進めることとします。

(別紙1)

令和4年産米の市町農業再生協議会別生産目標 (生産の目安)

市町農業再生協議会名	令和4年産米の生産目標(生産の目安) (kg)	市町別水稻収穫量の5中3の平均値のシェア (%) H28-R2	市町農業再生協議会別生産目標 (生産の目安) ※1 (kg)
大津市		3.94%	5,801,000
草津市		2.79%	4,117,000
守山市		3.85%	5,676,000
栗東市		1.35%	1,992,000
野洲市		4.70%	6,931,000
湖南市		1.33%	1,966,000
甲賀市		8.32%	12,260,000
近江八幡市		9.32%	13,734,000
東近江市		17.29%	25,488,000
日野町		3.57%	5,264,000
竜王町		2.77%	4,088,000
彦根市		5.16%	7,605,000
愛荘町		2.95%	4,346,000
豊郷町		0.88%	1,296,000
甲良町		1.21%	1,779,000
多賀町		0.86%	1,262,000
長浜市		15.86%	23,373,000
米原市		4.33%	6,384,000
高島市		9.53%	14,045,000
滋賀県		147,396,000	100.0%

※1) 農業者以外の数量含む

(別紙2)

令和5年産米生産目標（生産の目安）参考値

市町農業再生協議 会名	令和5年産米の生産目標 (生産の目安) (t)
大 津 市	5,744
草 津 市	4,077
守 山 市	5,620
栗 東 市	1,972
野 洲 市	6,863
湖 南 市	1,946
甲 賀 市	12,140
近 江 八 幡 市	13,599
東 近 江 市	25,238
日 野 町	5,212
竜 王 町	4,048
彦 根 市	7,531
愛 荘 町	4,303
豊 郷 町	1,283
甲 良 町	1,762
多 賀 町	1,250
長 浜 市	23,144
米 原 市	6,321
高 島 市	13,907
滋賀県	145,948

令和6年産米生産目標（生産の目安）参考値

市町農業再生協議 会名	令和6年産米の生産目標 (生産の目安) (t)
大 津 市	5,686
草 津 市	4,036
守 山 市	5,563
栗 東 市	1,952
野 洲 市	6,794
湖 南 市	1,927
甲 賀 市	12,017
近 江 八 幡 市	13,462
東 近 江 市	24,984
日 野 町	5,160
竜 王 町	4,007
彦 根 市	7,455
愛 荘 町	4,260
豊 郷 町	1,270
甲 良 町	1,744
多 賀 町	1,237
長 浜 市	22,911
米 原 市	6,258
高 島 市	13,767
滋賀県	144,480

※ 令和4年産米の生産目標（生産の目安）の市町別シェア率で算出。

※ 参考値であり、地域の実態に合わせ、計画的に需要に応じた生産を行うことが重要。

(参考資料)

令和4年産米の市町農業再生協議会別生産目標（生産の目安）

市町農業再生協議会名	令和4年産米の生産目標（生産の目安）(kg)	市町別水稲収穫量の5中3の平均値のシェア(%) H28-R2	市町農業再生協議会別生産目標（生産の目安）※1(kg)	補正基準単収(kg/10a)	生産目標（生産の目安）面積換算値(ha)
大津市		3.94%	5,801,000	498	1,165
草津市		2.79%	4,117,000	529	779
守山市		3.85%	5,676,000	535	1,061
栗東市		1.35%	1,992,000	518	385
野洲市		4.70%	6,931,000	530	1,308
湖南市		1.33%	1,966,000	515	382
甲賀市		8.32%	12,260,000	506	2,423
近江八幡市		9.32%	13,734,000	539	2,549
東近江市		17.29%	25,488,000	533	4,782
日野町		3.57%	5,264,000	515	1,023
竜王町		2.77%	4,088,000	537	762
彦根市		5.16%	7,605,000	526	1,446
愛荘町		2.95%	4,346,000	527	825
豊郷町		0.88%	1,296,000	525	247
甲良町		1.21%	1,779,000	529	337
多賀町		0.86%	1,262,000	504	251
長浜市		15.86%	23,373,000	500	4,675
米原市		4.33%	6,384,000	493	1,295
高島市		9.53%	14,045,000	504	2,787
滋賀県		147,396,000	100.0%	147,396,000	518

※1) 農業者以外の数量含む